

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(税務課) 8
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定……………	(環境推進課) 8
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………	(環境推進課) 9
○土地改良区の役員の就任の届出……………	(農業施設管理課) 9
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課) 9
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………	(農業施設管理課) 9
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可……………	(農業施設管理課) 9
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可……………	(農業施設管理課) 9
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課) 10
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課) 10
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課) 10
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課) 10
○都市計画の変更の決定……………	(都市計画課) 10
○建築士法による北海道指定試験機関の住所等の変更の届出……………	(建築指導課) 11
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………	(調達課) 11
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	11
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	11

告 示

北海道告示第680号
次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成26年10月10日
北海道知事 高橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称（1人工当たりの単価）及び調達数量
番号制度に係る道税総合情報処理システム改修委託業務 30.0人工

2 随意契約の相手方を決定した日
平成26年9月26日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HBA
(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

4 随意契約に係る契約金額
522,000円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部財政局税務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第681号
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。
平成26年10月10日
北海道知事 高橋 はるみ

1 要 措 置 区 域
室蘭市八丁目平1丁目26番1、31番1、62番の一部及び64番の一部（次の図のとおり）

2 特定有害物質の種類
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 当該要措置区域において講ずべき指示措置
盛土
(理由)
土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合していないため（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第682号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成26年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 形質変更時要届出区域 室蘭市八丁平1丁目26番1、31番1、62番の一部及び64番の一部（次の図のとおり）
 - 2 特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第683号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、空知川上流土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があった。

平成26年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成26. 9. 19	理事	宮元康彰	富良野市字山部西20線15番地

北海道告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年9月19日、篠津中央土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第685号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成26年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
北海土地改良区	宝池ダム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	三の沢上志文第1ダム	同

同	三の沢上志文第2ダム	同
同	ヌッパの沢ダム	同
同	小野の沢ダム	同
同	前田の沢ダム	同
同	千代谷ダム	同
同	一の沢ダム	同
同	二の沢ダム	同
同	光珠内溜池	同
同	一の沢溜池	同
同	金志溜池	同
同	蔭の沢溜池	同

北海道告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成26年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
北海土地改良区	幌向ダム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	2号溜池	同
同	3号溜池	同
同	聖化溜池	同
同	共同の沢溜池	同
同	仙太郎の沢溜池	同
同	鈴木の沢溜池	同
同	岡本の沢溜池	同

北海道告示第687号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の廃止を認可した。

平成26年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	廃止した管理規程の概要
北海土地改良区	宝池貯水池	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	ヌッパの沢溜池	同

同	小野の沢溜池	同
同	前田の沢溜池	同
同	光珠内貯水池	同
同	一の沢貯水池	同
同	蔭の沢貯水池	同

北海道告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成26年10月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
美幌田中	客土、暗渠排水、区画整理、除礫	北海道オホーツク総合振興局
端野豊北第2	農業用排水施設、農業用道路、区画整理、客土、暗渠排水、農用地改良保全	同
網走南部東	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (区画整理、暗渠排水、土層改良)	同

北海道告示第689号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
マカナイ川（I-13-0090）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
余市郡仁木町銀山（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第690号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽塩谷2丁目2（I-1-16-553）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市塩谷2丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽塩谷2丁目3（I-1-17-554）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市塩谷2丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 紋別興部線	紋別郡興部町字豊畑1地先から 同郡興部町字豊野749番5地先まで	H26.10.10

北海道告示第692号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。
その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧

に供する。

平成26年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 函館圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 区域区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域
函館市浅野町の一部

イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域
なし

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

2 函館圏都市計画臨港地区に係る事項

(1) 都市計画の種類 臨港地区

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 追加する土地の区域
函館市浅野町の一部

イ 除外する土地の区域
なし

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第693号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、北海道指定試験機関の住所並びに二級建築士試験事務及び木造建築士試験事務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成26年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 北海道指定試験機関の名称

公益財団法人建築技術普及センター

2 変更後の北海道指定試験機関の住所

東京都千代田区紀尾井町3番6号

3 変更後の二級建築士試験事務及び木造建築士試験事務を行う事務所の所在地

東京都千代田区紀尾井町3番6号

4 変更の年月日

平成26年8月18日

北海道告示第694号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成26年12月1日から施行する。

平成26年10月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項株式会社北海道銀行の事項中「同 栗山支店」を「同 栗山支店 栗山支店由仁町役場派出所」に改める。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第111号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年10月10日

北海道オホーツク総合振興局長 森 田 良 二

- 落札に係る物品等の名称及び数量
牽引式リール巻取散水機ほか12品目 全79点
- 落札を決定した日
平成26年9月29日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 緑産株式会社
(2) 住 所 神奈川県相模原市中央区田名3334番地の5
- 落札金額
21,265,200円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成26年8月15日付け北海道オホーツク総合振興局告示第97号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
(2) 所在地 網走市北7条南3丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第430号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年10月10日

北海道警察本部長 室 城 信 之

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

(1) 重油 J I S 1種1号 74,000リットル

(2) 重油 J I S 1種2号 234,500リットル

2 落札を決定した日

平成26年9月19日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 なかせき商事株式会社

(2) 住 所 稚内市中央5丁目2番31号

4 落札金額

(1) 82.5円

(2) 82円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年8月8日付け北海道警察本部告示第348号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目